

長建国保特集号

建設長崎

3 March 号外 2020年3月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄 印刷●(株)昭和堂 TEL 095-821-1234

令和2年度事業計画・予算を決定



去る2月28日(金)、長崎市筑後町のセントヒル長崎において各支部選出の組合会議員31名(定数38名)の出席の下、第100回組合会を開催しました。

全議案を承認・決定

組合会の開会にあたり、理事会を代表して田上一郎理事長が挨拶に立ち、令和2年度予算状況、並びに令和2年度予算案、並びに国保組合に対する補助金の予算状況と補助金確保へのハガキ要請行動に対する感謝と御礼がありました。また、長建国保の令和2年度の予算編成等に際し、単年度赤字が続く国保財政は大変厳しい状況が続いています。保険料の改定案や取り組むべき事業等についての状況説明と協力方へのお願いがありました。最後に、令和2年4月1日には長建国保が設立50周年を迎えるにあたり、諸先輩や役員はじめ仲間の皆様、関係各位の皆様方に対しましての感謝の意を述べました。

令和元年度決算見込

令和元年度(平成三十一年)度に係る当初予算編成の段階では、医療費の伸びを前年度比二・一五%と見込み、不足する支出経費約二億八千万円については保険料の引き上げと基金(積立金)繰入により補う予算編成となりました。同年度の決算見込では、医療費については、過去三カ年度の医療費実績と令和元年度10月診療分までの医療費実績を勘案し推計したところ前年度比一・三三%減になる見込みです。しかしながら、これから年度の後半(十一月診療分)におけるインフルエンザの流行等による影響次第では医療費を押し上げ前年度並みに到達することも想定されます。

決算剰余金としては、一、七三六万円の見込みですが、前年度繰越金や基金繰入(一億三千万円)等を差し引いた単年度収支では昨年度(一億一、四一五万円の赤字)に引き続き、一億九〇七二万円の赤字となる見込みです。

今年度は暖冬と言われ、長崎市では二月十七日に最も遅い初雪の観測となりました。新型コロナウイルスに

関しては、毎日感染者の数が報道され、行事や集会が中止されるなど様々などところに影響が出ています。十分な注意が必要です。

さて、昨年十二月二十日に閣議決定された令和2年度政府予算案は、一般会計総額百二兆六千五百八十億

円と令和元年度当初予算比で一兆二千六百億増と過去最大となりました。

国保組合関係予算の総額は、二七三九億七千万円で、令和元年度当初予算より一三六億五千万円減となりましたが、厚生労働省は被保険者数の減少や診療報酬・薬価改定の影響も抑え一人



長建国保の健全運営のため 保険料改定にご理解とご協力を

理事長 田上一郎

裁量的経費一〇%削減など厳しい情勢でありましたが、現行補助水準を確保できたのも組合員・家族の皆様が全国の仲間と共にハガキ要請行動に取り組んでいただいた成果であり、改めてご

協力に感謝申し上げます。厚生労働省では、医療機関及び薬局においてマイナンバーカード又は被保険者証を提示することにより、被保険者資格の有無を確認する仕組み(オンライン資格確認)を導入し、令和三年三月から本格運用する予

定です。このシステム運用により、個人単位の保険医療データの蓄積と分析の活用で医療保険事務の効率化が図れるとされています。当組合では基幹システムの改修に要する費用(概算)を

支では平成二二年度以降赤字に転じ、平成二八年度からは基金の取り崩しにより財源不足を補うという状況が続いています。さらに今後も医療費の増加と高齢者

当たりの医療費の伸びを前年度予算比三・六%増と見込んだことで、被保険者一人あたりの現行補助水準維持の見通しはできています。

全国的な高齢化に伴う医療費や介護給付金が毎年増加していることから当組合が負担する支援金(拠出金)や納付金にも大きく影響をうけ、年々厳しい運営を強いられています。単年度収

増となることが予想されます。このような中、平成二九年度からは長建国保の運営継続を図り、大幅な保険料の引き上げとならないよう、基金の取り崩し(基金繰入)を行い、本年度も段階的な保険料の見直しをさせていただくこととなりました。

皆様のご理解とご協力を深くお願い申し上げます。なお、長建国保では、本年度も健康増進や予防促進のための特定健診、人間ドックの助成、指定温泉補助券の発行、インフルエンザ予防接種の補助等を実施して参ります。今後とも長建国保の健全運営と育成強化にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

令和2年度保険料を改定

一人あたり月額650円、介護分は200円引上げ

令和2年度賦課区分別保険料(月額)

種別	区分	医療分保険料(月額)			支援金分保険料(月額)			保険料合計		
		現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額	現行	引上げ額	改定額
組合員基本保険料	第1種 (賃金・給与で就労する組合員)	11,900	400	12,300	2,400	300	2,700	14,300	700	15,000
	第2種 (建設業等許可を有しない事業主)	15,500	400	15,900	3,100	400	3,500	18,600	800	19,400
	第3種 (建設業等許可を有する事業主)	18,300	400	18,700	3,600	500	4,100	21,900	900	22,800
	第4種 (第1種組合員で22歳未満の者)	7,700	300	8,000	1,600	200	1,800	9,300	500	9,800
	第5種 (第1種組合員で30歳未満の者)	9,700	300	10,000	2,100	300	2,400	11,800	600	12,400
家族保険料	家族1人につき(5人を限度)	3,000	200	3,200	800	100	900	3,800	300	4,100

2. 介護分保険料

種別	区分	現行	引上げ額	改定額
第2号被保険者	40~65歳未満の者(一人につき、5人を限度)	2,200	200	2,400

令和2年度の収支試算による支出見込みは、後期高齢者支援金(拠出金)や介護納付金についての影響額を加味した予算計上となりました。一般医療費については、過去三カ年度の伸び率を勘案し、前年度比二・四一%増を見込みました。

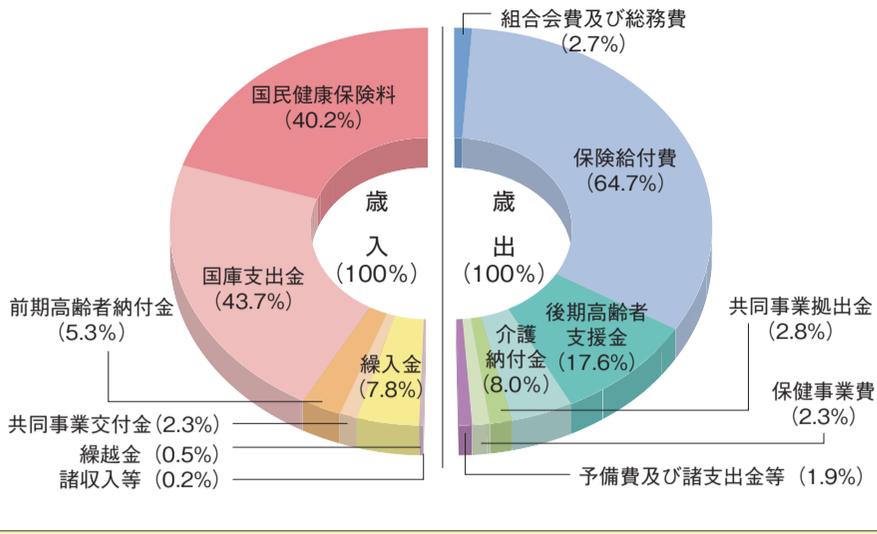
この不足額を保険料で補うと被保険者一人あたり月額二、八六三円の引上げが必要となるため、第一〇〇回組合会では、本来、不足する財源については全額保険料で賄うべきところですが、急激な引上げ負担は困難であることから、医療分並びに後期支援金を合わせて一人あたり月額六五〇円、介護分は二〇〇円の保険料の引き上げをお願いすることとし、残る不足する財源約二億円は基金から繰り入れることと致しました。組合員並びにご家族皆様のご理解とご協力をお願い致します。

令和二年度予算総額二七億六千万円

基金より三億円繰入

令和二年度の支出予算計上額は、法定に基づく高齢者支援金や介護納付金、一般医療費を含む保険給付費等の支出経費を三七億六、二七五万四千円（予備費含む）と見込みました。収入では、現行保険料収入と国庫補助については現行補助率（定率三十二％、健保適用除外者は十三％）で見込み、令和元年度決算剰余金（一、七三六万円）を全額繰り入れても支出経費を賄うには三億七千万円の財源不足が見込まれました。本来ならば、この不足する財源については保険料で補うところですが、中小零細事業の現場では若年技能者への入職不足や公共工事設計業務単価の引き上げ効果もまだ適正な賃金確保にまでは至っていない等の現状もあり、急激な保険料の引上げ負担は困難な状況とした上で、組合では今後も見込まれる財源不足に理解を求めながら、組合員世帯の皆様には、被保険者一人当たり月額平均六五〇円（介護分保険料は一人二〇〇円）の引き上げと基金から三億円の繰入で令和二年度の事業運営を乗り切ることとしました。

グラフで見る歳入・歳出規模



(単位：千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 組合会費	4,412	4,400	12	0.1
2. 総務費	98,796	102,748	△3,952	2.6
3. 保険給付費	2,434,092	2,518,503	△84,411	64.7
4. 後期高齢者支援金	660,907	657,352	3,555	17.6
5. 前期高齢者納付金	39	40	△1	0.0
6. 老人保健拠出金	0	2	△2	0.0
7. 介護納付金	299,702	298,053	1,649	8.0
8. 共同事業拠出金	106,062	86,920	19,142	2.8
9. 保健事業費	84,294	77,307	6,987	2.2
10. 積立金	2	2	0	0.0
11. 公債費	100	100	0	0.0
12. 諸支出金	1,603	1,402	201	0.0
13. 予備費	72,745	75,556	△2,811	2.0
歳出合計	3,762,754	3,822,385	△59,631	100.0

歳入

(単位：千円)

	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
1. 国民健康保険料	1,514,575	1,440,830	73,745	40.2
2. 手数料	1	1	0	0.0
3. 国庫支出金	1,642,601	1,809,901	△167,300	43.7
4. 前期高齢者交付金	200,908	121,035	79,873	5.3
5. 県支出金	2	2	0	0.0
6. 共同事業交付金	84,786	69,469	15,317	2.3
7. 財産収入	25	25	0	0.0
8. 寄附金	1	1	0	0.0
9. 繰入金	294,373	233,765	60,608	7.8
10. 繰越金	17,366	67,153	△49,787	0.5
11. 諸収入	8,116	80,203	△72,087	0.2
歳入合計	3,762,754	3,822,385	△59,631	100.0

長建国保今後の事業運営について

国保財源は 保険料と補助金

これまでの長建国保の事業運営では、予算編成上、医療費の自然増や高齢者拠出金、介護納付金等の支出に要する財源不足が常に見込まれてきましたが、一定

以上の繰越金（剰余金）を保有していたことから、平成十一年度の保険料引き上げ以来、保険料の改定は行わず、不足する財源は繰越金で賄いながら運営してきました。

国保の医療費に対する国庫補助は約三十三〜五十％（定率+普調）、残りは保険料で賄いますが、医療費が上昇し財源不足になって

も保険料を上げずに据置きし繰越金を充当してきた一

方で、医療費は毎年自然増を続けていることから増加

した分が単年度赤字の増加につながっています。

そうした状況の中、平成二十八年年度の予算編成より

繰越金だけでは賄えず基金（積立金）の取り崩しをしなければならぬ状況になり、令和元年度までの四年

間で、六億三千万円の基金を繰入し運営してきました。

保険料については、平成十九年度より、財源確保のための引き上げを十八年ぶりに実施し、以降も保険料

の引き上げをお願いしながら赤字幅の縮小につなげるための財源確保を図っているところですが、

基金不足、保険料の大幅な引上げ課題

現在保有する基金総額は、法定積立額を除き約九億六千万円（平成三〇年度決算時現在）ですが、例えば令和二年度以降に毎年約二億円を繰入すると四年後の令和六年度に、三億円を繰入すると令和四年度には底を突く事態になります。

今後も単年度収支赤字が継続して見込まれる状況の中では十分な保有額ではなく、近い将来、組合員世帯の皆様には大変厳しい負担（保険料の引き上げ）をお願いしなければなりません。

高齢者支援金や介護給付費、医療費等は年々増加し、医療費の伸びが保険料

負担に直接影響が及ぶことになり、組合員世帯の命綱である長建国保を将来にわたり維持し事業の健全運営につなげていくためにも事業状況等を見極めながら継続して適正な保険料の改定等を行うこととなります。

組合員とご家族の皆様には特段のご理解並びにご協力をお願い致します。

令和二年度 長建国保の保健事業

令和二年度は、特定健診・保健指導の受診向上と、人間ドック健診や各種助成（補助）事業等の保健事業を実施いたします。

特定健診を受けなかったり、メタボ判定を受けても放置すると、深刻な病気にかかってしまう恐れが!!

■病気によっては命にかかわる

寝たきりや重い障害が残ったり一生投薬を続けなければならないこともあります。

■思うように働けない

通院など病気の治療に時間がかかり自分が望むとおりに働けなくなる恐れがあります。

■医療費がかかる

ひとたび重い病気になってしまうと医療費が家計を圧迫することになります。

健診は毎年受けましょう!



▼巡回健診時における各種オプション検査の費用助成

巡回健診の際、各種がん検査等を希望者のみ受検することが出来ます。その検査費用の一部又は全額を助成します。

▼インフルエンザ予防接種費用の助成

新型及び季節性インフルエンザワクチンの接種費用に対し、補助を行います。

▼鍼灸マッサージ施術費用助成

組合員が長建国保の指定施術院で鍼・灸等の施術を受けられる場合、事前に手続きを行った場合は、長建国保よりその費用の一部補助を行います。

▼指定温泉施設入浴料金の割引と助成

組合が指定する温泉施設の入浴料金を通常の料金より安く利用できる割引及び補助券の発行を行います。

▼特別健診の実施

特定健診の際、希望される方を対象に肺がん予防のため、

▼新生児世帯への月刊情報誌の無料配布

赤ちゃんを出産された世帯に対し、赤ちゃんの健やかな成長のための月刊育児情報誌を無償配布いたします。

▼健康優良家庭の表彰

組合員、家族の健康管理促進事業として、年間無受診世帯を各支部大会で記念品を添え表彰します。

▼その他の保健事業

医療費通知、ジェネリック医薬品希望カードの発行、建設長崎が行うスポーツ大会等への助成、常備薬セットの無償配布、健康促進パンフレットの配付等。

※保健事業の各種助成制度をご利用の方は、所属の支部事務所へお尋ね下さい。

※内容の詳細は、随時組合新聞「建設長崎」でお知らせいたします。

建設長崎組合加入職種一覧表

建築大工	型枠大工	左官	タイル工
ブロック工	板金工	塗装工	看板工
建具工	木工	表具工	内装工
畳工	サッシ工	屋根葺工	電気工
鳶工	土木工	解体工	コンクリート圧送工
建設作業員	石工	鉄筋工	鉄骨工
配管工	洗管工	ダクト工	断熱工
外装工	軽天工	フェンス工	穿孔工
造園工	製材工	木工機械工	防蟻工
防水工	潜水工	ボーリング工	築炉工
清掃工	建設機械運転士	設計士	建築溶接工
住宅機器	測量士	設備工	建設事務

加入資格の適正化対策

組合加入は建設業のみ

私達の組合は、建設業に従事している建設労働者職人のための組合であり、建設業ではない方は加入できません。組合では、加入資格の適正化対策として職種の点検・確認を日常的に実施しています。

特に、新規加入時における組合員資格の適用については、職種が確認できる書類の提出や自宅訪問を行うなど徹底した適正化対策に取り組んでいます。また、加入後に転職し建設業とは異なる職種に就いた場合もその時点で加入資格を失うので組合に届出するよう周知に努めています。

更に、厚生労働省の指導に基づく組合員の職種の再点検調査(就労状況調査)を定期的(三年に一度)に実施し、証明書類による職種の点検・確認に努めています。

このように、組合は今後も引き続き職種の点検調査や、異業種の紛れ込み防止等も含めて、資格の適用の適正化対策の強化に取り組んでいきます。長建国保は、建設労働者職人である組合員のための国保です。これら資格の適正化対策等の取り組みには組合員とご家族の皆様の理解と協力は必要不可欠です。

証明書類が必要で

扶養の資格認定

長建国保に加入する家族(被保険者)の方の加入要件は、組合員の収入によりその世帯に属するご家族の生計が維持されていることを基本としています。このことから、資格取得時や年に一度の保険証の更新の際、ご家族の現況、並びに収入の有無等につきまして証明書類により確認をさせていただきます。

昨今、毎年三月の保険証の更新の際、現況無収入としてご申告いただいたにもかかわらず、一定以上の収入があることが判明する場合があります。

このような状況もあることから、今後も更新時に所定の証明書類を提出されない場合は、ご家族(高校生以下の方は除く)の現況確認等ができませんので保険証の更新をすることができません。組合員世帯の皆様には被保険者の資格の確認に際しご理解とご協力をお願いいたします。

資格認定のための証明書類とは

収入の有無、年収がわかるもの等

- 扶養家族(高校生以下の方は除く)の方につきましては、年間収入(給与や年金等)が百三〇万円(六〇歳以上は百八〇万円)未満である(又は見込まれる)ことを確認させていただくため、保険証の更新の際には、次のいずれかの書類をお持ち下さい。
- 確定申告書の写し
- 給与所得源泉徴収票の写し(給与所得及び年金受給者の方は、給与所得源泉徴収票及び公的年金等の源泉徴収票の写し)
- 勤務先の賃金支払(見込)証明書
- 組合員の所得控除(配偶者控除)「扶養控除」を受けている場合は、当該組合員の確定申告書の写し
- 民生委員による確認書(組合員の申立事項に対する事実確認)
- 在学証明書、又は学生証の写し(新たに大学等に入学される場合は入学後に在学証明書を提出して下さい。)
- 施設等の在所証明書
- 年間収入(給与や年金等)が百三〇万円(六〇歳以上は百八〇万円)以上ある(又は見込まれる)場合は、扶養認定ができません。
- ※証明書記載内容等によっては加入要件に該当しない場合があります。
- ※詳細につきましては、組合へお問い合わせ下さい。

各種届出・申請の際に個人番号の記入をお願いしています

個人番号制度に基づき、資格関係に係る手続きや、給付申請(療養費支給申請、高額療養費支給申請、限度額適用認定証交付申請、高齢受給者証や特定疾病療養受療証の交付申請等)の際には組合員並びに該当するご家族(被保険者)の個人番号の記載が必要となります。個人番号を利用される際には、他人への成りすましや不正使用の防止のため、運転免許証等による本人確認をさせていただきます。

個人番号が記載された「通知カード」と「左記の①～③のいずれかの書類を組合へお持ち下さい。

- ①「通知カード」と「左記の①～③のいずれかの書類」
- ア、運転免許証
- イ、パスポート
- ウ、身体障害者手帳
- エ、精神障害者保健福祉手帳
- オ、療養手帳
- カ、在留カード
- キ、特別永住証明書等
- ク、官公署が発行する書類(顔写真付)
- ②「個人番号が記載された住民票謄本」と「①記載のあくのいずれかの書類」
- ③「個人番号カード」(顔写真付)

各種届出はお早めに

～組合員世帯に次のような理由で異動等が生じたときは組合へ届出をお願いします。～

こんなとき	提出いただく届出書等	添付いただく書類 (※別途個人番号が記載された書類が必要です)	提出期限
○長建国保に組合員として新規に加入するとき (建設長崎に加入する際は組合費等の自動振替用の銀行通帳及び届出印など別途必要なものがあります。)	加入申込書 被保険者資格取得届 療養付加金用うちょう口座届兼同意書	・住民票謄本・現在加入の被保険者証・就労証明書または就業届出書 ・組合員本人名義のゆうちょ銀行(郵便局)の通帳 ・建設業に従事している証明書類(別途お問い合わせ下さい。) ※扶養家族がある方(該当する場合のみ) ・源泉徴収票等の収入金額がわかる書類 ・高齢受給者証・在学証明書・施設在園証明書・被爆者手帳など	—
○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・市町村国保の被保険者証・住民票謄本・収入状況がわかる書類	その都度
○家族が会社(社会保険)を退職し、長建国保へ加入するとき	被保険者資格取得届	・住民票謄本・収入状況がわかる書類・会社の退職日がわかるもの	14日以内
○出産したとき	被保険者資格取得届	・被保険者証・住民票謄本または母子手帳の写	14日以内
○長建国保を脱退するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(被保険者全員分)	直ちに
○就職等で健康保険に加入したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・就職先の健康保険証の写	14日以内
○被保険者が死亡したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証・死亡診断書の写	14日以内
○市町村国保に加入するとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証(※転出の場合は住民票謄本要)	その都度
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	被保険者資格喪失届	・被保険者証、住民票謄本要	その都度
○住所、氏名が変わったとき	氏名・住所変更届	・被保険者証(被保険者全員分)・住民票謄本	14日以内
○被保険者証を紛失・破損したとき	被保険者証再交付申請書	・(紛失の場合)紛失の場合は最寄の警察署にも必ずお届け下さい。 ・(破損の場合)破損した被保険者証を添付して下さい。	直ちに
○修学のため自宅を離れる場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・在学証明書	その都度
○介護、福祉施設等に長期入所(入園)する場合	修学・施設入所等届出書	・被保険者証・入所(入園)証明書	その都度
○70歳に達するとき(高齢受給者証の交付申請)	基準収入額適用申請書	・70歳に達する方の所得(課税)額がわかる書類(市町村の所得(課税)証明書、又は確定申告書の写等)	その都度
○組合員が法人として事業を行うようになったとき	健康保険適用除外承認申請書 (厚生年金取得届)	健康保険適用除外承認申請書に組合員資格証明後、関係書類を添えて所轄の年金事務所へ14日以内に届出下さい。	14日以内
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき	保険料賦課区分変更申請書	区分変更の内容が確認できる書類	直ちに

◎添付書類については、異動事由等により別途他の書類をお願いする場合があります。詳しくは長建国保事務局または組合各支部までお問い合わせ下さい。

法人事業所は

健康保険適用除外の承認が必要で

健康保険法により法人事業所（従業員五人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。）については、社会保険（健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半）の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出（加入）が義務付けられています。

但し、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書（別表）を事実発生から十四日以内に所轄の年金事務所へ提出し、同所の承認を受けなければなりません。年金事務所の承認を受けることで、年金は厚生年金が適用されますが、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することができません。

申請は事実発生から十四日以内

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生（雇用日、法人設立日等）から十四日以内に年金事務所へ提出しなければなりません。やむを得ない理由により十四日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を記載した理由書の添付が必須です。



健康保険適用除外の承認申請をしない者は、健康保険適用除外未承認者とみなし長建国保の組合員（被保険者）の加入資格を喪失させていただきます。

未申請者は資格喪失

健康保険適用除外承認申請に該当する事業主様は、速やかに申請手続きの上、年金事務所の承認を受けて下さい。詳細は組合各支部、又は長建国保までご相談下さい。

令和三年三月実施 組合員就労状況調査 《職種再確認調査》

組合では、建設労働者である組合員資格（職種）の再確認と無資格者の加入防止のため、厚生労働省の指導に基づき組合員就労状況調査を定期的（三年に一度）に実施しています。

調査では、対象組合員の皆様に送付する調査票に就労状況をご記入いただき、別表掲載の「建設業に従事していることを証明する書類」（以下「証明書類」）を添付して所属支部事務所へ提出していただきます。

証明書類未提出者は資格喪失へ
証明書類としては、主に別表に示す書類をお願いしています。その他証明書類に関するお問い合わせは所属支部までご連絡下さい。

尚、調査に応じない場合や所定の提出期限までに証明書類を提出しない場合は、組合加入の無資格者として被保険者証を返還の上、資格喪失となります。

対象組合員の皆様には調査の趣旨等ご理解とご協力をお願いいたします。

【建設業に従事していることを証明する書類例】

◆ 下記に示す証明書類例のいずれか1つの写しを提出して下さい。

- ①建設業許可業者の通知書（許可の有効期間、建設業の種類等の記載があるもの）
- ②会社の登記簿謄本、又は登記簿の履歴事項全部証明書（建築や土木工事業などの記載があり、直近1年以内に発行されたもの）
- ③電気工事等の業者登録証（建築士事務所、解体・水道工事業等の業者登録証で有効期限の範囲内のもの）
- ④得意先からの発注書、又は工事請負契約書（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- ⑤請求書並びに領収書控（直近1年以内のもので工事名称に建設業である内容が記載されているもの）
- ⑥労働保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- ⑦健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- ⑧健康保険適用除外承認証（事業所名称に「〇〇建設」など建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- ⑨所得税確定申告書Bの第1表並びに第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので職業欄に建設業種、屋号欄に「〇〇建設」等の建設業であることがわかる屋号が記載されているもの）
- ⑩所得税確定申告書Aの第2表（電子申告受付日、税理士署名押印、税務署受付印等のいずれかの表示があるもので「給与の支払者の氏名・名称欄」に「〇〇建設」などの建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- ⑪源泉徴収票（給与の支払者欄に「〇〇建設」など建設業者であることがわかる屋号が記載されているもの）
- ⑫一人親方労災保険加入証明書（建設業である職種、加入期間の記載があるもの）
- ⑬事業主が証明した就労（雇用）証明書（事業所の業種、当該組合員の職種の記載があるもの）
- ⑭その他証明書類と同等であると組合が認めたもの

※注意事項
(1)証明書類に記載されている屋号・商号がカタカナ・アルファベット表示で建設業と判断できない場合、職種の記載がない場合、有効期限切れの場合は、建設業と判断できる証明書類を別途に提出して下さい。
(2)所得税確定申告書、源泉徴収票は直近の年分のものを出して下さい。
(3)名刺や労災加入証（他団体交付のもの）、資格証や修了証等で期間更新制ではないもの、工事見積書は、証明書類に該当しませんのでご注意下さい。
(4)証明書類をお持ちでない方は組合所属支部にご相談下さい。

新しい保険証は郵送させていただきます

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、組合員世帯の皆様及び組合役員世帯の皆様への感染予防と被害拡大防止の観点から、被保険者証の窓口更新を中止し、郵送にて更新させていただきますこととなりました。被保険者証については三月三十一日まではお手元にお届けする予定です。組合員世帯の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。